

1 法人情報

①	法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
②	法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
③	大学等以外の実施事業	<a href="https://www.tsuzukigakuengroup.com/affiliated_school/institute_1">https://www.tsuzukigakuengroup.com/affiliated_school/institute_1</a>
④	財務諸表	<a href="https://www.daiichi-cps.ac.jp/assets/uploads/2022/06/Financial_Statements_R3.pdf">https://www.daiichi-cps.ac.jp/assets/uploads/2022/06/Financial_Statements_R3.pdf</a>

2 大学等情報

①	大学等の名称、大学等の住所・連絡先	神戸医療未来大学人間社会学部経営福祉ビジネス学科 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
②	大学等の代表者氏名	学長: 都築 明寿香
③	大学等の開設年月日	2000年4月
④	学則	学則:1ページへ
⑤	研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	<a href="http://www.kinwu.ac.jp/equipment/index.html">http://www.kinwu.ac.jp/equipment/index.html</a> 2021年度受入統計表:30ページへ

3 養成課程情報

①	養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	31ページへ
②	定員	100名
③	入学までの流れ(募集、申込、資料請求先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項請求</li> <li>・願書提出</li> <li>・入学者選抜試験</li> <li>・合格発表</li> <li>・入学式</li> <li>・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会)</li> <li>・履修登録</li> <li>・資料請求先</li> </ul> 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療福祉大学 入試広報課 TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
④	費用	学費:28ページ 学外実習教育費:29ページ
⑤	科目別シラバス	<a href="https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&amp;opi=mt0010">https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&amp;opi=mt0010</a>
⑥	教員数、科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名:32ページへ 専任教員略歴:33ページ
⑦	教材	科目ごとのシラバス参照
⑧	協力実習機関の名称、住所、事業内容	34ページへ
⑨	実習プログラムの内容・特徴	35ページへ

4 実績情報

①	卒業者の延べ人数	559名(2009年度学科設置)
②	卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	56ページへ

5 その他情報

①	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	<a href="https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/">https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/</a>
---	-------------------------	---

# 神戸医療未来大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。

(本学本部の位置)

第2条 本学本部は、兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科及び収容定員

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(単位 人)

学 部	学 科	姫路キャンパス		大阪天王寺キャンパス	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会学部	未来社会学科	120	480	—	—
	健康スポーツコミュニケーション学科	180	720	—	—
	経営福祉ビジネス学科	—	—	100	400
	計	300	1,200	100	400

2 各学科の人材養成の目的を次のように定める。

(1) 未来社会学科

社会に現存する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした社会科学の視座から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

福祉・健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。

(3) 経営福祉ビジネス学科

人に寄り添い、組織をリードし、社会に貢献することを自らの目標に定め、福祉と経営に必要なマインド、スキル、知識を身につけることで、人、組織、社会の抱える様々な課題に気付き、その原因を分析し、解決策を提案・実行できる人材を養成することを目的とする。

### 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本学における修業年限を4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、再入学又は編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立者記念日 (10月20日)

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業若しくはその他の行事を行うことができる。

### 第4章 教 育 課 程

(授業科目)

第10条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第11条 授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学

習等を考慮して、次の基準により算定する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に指定する科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業期間及び履修)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法及び履修手続き等は、別に定める。

(履修単位数の上限)

第13条 各学年で履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、以下に定める科目の単位数は、合計登録単位数に含めないものとする。

除外対象科目	単位数
ソーシャルワーク実習	4
レクリエーション実習	1
介護実習Ⅰ	2
介護実習Ⅱ	4
介護実習Ⅲ	4
保育所実習Ⅰ	2
保育所実習Ⅱ	2
施設実習	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-B	1
精神保健福祉援助実習Ⅱ	2
心理実習	4
スポーツ指導実習	1
介護等体験	1
教育実習(A)	3
教育実習(B)	5
グローバルラーニングアクティビティーズA	4
グローバルラーニングアクティビティーズB	2

(メディアを利用して行う授業)

第14条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

## 第5章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。
- 3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート提出等による。
- 4 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、可以上を合格とする。
- 5 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に掲げる各科目の出席時間数が、3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
- 6 科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。

(教養科目)

第16条 各学科の卒業に必要な教養科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・未来社会学科 22単位以上
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 32単位以上
- ・経営福祉ビジネス学科 28単位以上

(専門科目)

第17条 各学科の卒業に必要な専門科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・未来社会学科 102単位以上
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 92単位以上
- ・経営福祉ビジネス学科 96単位以上

(卒業単位数)

第18条 4年以上在学し、前2条の要件を満たして、総計124単位（以下、「卒業要件単位」という。）以上修得しなければならない。

(追認定)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

- (1) 忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき
  - (2) 卒業年次の学生で特別な事情があるとき
  - (3) 成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施するとき
- (他大学等における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に該当他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えるこ

とができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第23条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

## 第6章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第28条 前条の規定による選考の結果、合格した者については、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

(再入学)

第29条 本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者を除き、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することができる。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学年始めとする。

(入学手続)

第31条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書の提出

(2) 所定の入学金その他の納付金の納付

(3) その他本学の定める手続

(入学取消)

第32条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取り消す。

(1) 正当な理由がなく前条の入学手続を完了しないとき

(2) 無届けで入学式に欠席し、その後1週間を経過しても連絡がないとき

(休学)

第33条 病気その他やむを得ない理由で継続して3ヶ月以上修学不能のときは、所定の手続により、教授会の意見を聴いて学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

(復学)

第34条 休学中の学生にその理由が消滅したときは、所定の手続により、教授会の意見を聴いて学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえその理由を付し願い出て、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(転学)

第36条 学生は教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければ、他の学校へ転学（入学を含む）を出願することができない。

（転学科）

第37条 学生が転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 転学科の取扱いについての詳細は、別に定める。

（除 籍）

第38条 学生が次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。ただし、留学生については別に定めるところによる。

（1）第6条の在学年限を超えたとき

（2）第33条の休学期間を超えてなお修学できないとき

（3）授業料及びその他の納付金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき

（4）死亡又は行方不明の届け出があったとき

（復 籍）

第39条 前条第3号により除籍された者が、除籍後2年以内に復籍を願い出た場合は、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復籍を許可することができる。

2 復籍の時期は、学年始め又は学期始めとする。

## 第7章 賞 罰

（表 彰）

第40条 学業又はスポーツの成績が特に優秀でかつ人物が優れている者、又はその他社会の模範となる行為をした学生については、教授会の意見を聴いて学長がこれを表彰することができる。

（懲 戒）

第41条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒に処する。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学処分は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる場合

（2）正当な理由がなくて出席が常でない場合

（3）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

4 前項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

## 第8章 卒業、学位及び免許等の取得

（卒業要件）

第42条 本学に4年以上在学し、第18条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

- ・未来社会学科一学士（未来社会学）
- ・健康スポーツコミュニケーション学科一学士（健康福祉学）
- ・経営福祉ビジネス学科一学士（社会福祉学）

(免許・資格の取得)

第44条 社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士養成指定科目（別表2）を修得しなければならない。

- 2 精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍し、精神保健福祉士養成指定科目（別表3）を修得しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 3 保育士国家資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 4 介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 5 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところに従い、所定の本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。免許状取得に関し必要な事項は別に定める。
- 6 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、本学人間社会学部未来社会学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第45条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。また、学長代理、副学長を置くことがある。

- (1) 学園総長は、教学を総理する。
- (2) 学園副総長は、学園総長を補佐する。
- (3) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (4) 学長代理は、大学運営の円滑化を図るため学長を補佐する。
- (5) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (6) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- (7) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (8) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (9) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (10) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であつ

て、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(11) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(12) 事務職は、事務に従事する。

(13) その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

(教授会)

第46条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、学長は必要がある場合は、専任の准教授、講師又はその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(1) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学位授与に関する事項

(4) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(5) 学生の休学、復学、退学、転学、転学科、除籍、復籍、賞罰に関する事項

(6) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び委託生等

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、授業科目の単位の修得を目的とする者が履修を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、授業科目の聴講を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 聴講生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第50条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があった場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 委託生の取り扱いについては、本学則を準用する。

(日本語別科)

第51条 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は別に定める。

(留学生)

第52条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた留学生については、別に定めのあるものを除き、本学則を適用する。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座を設けることができる。

## 第12章 学 費

(入学検定料)

第54条 入学、再入学及び編入学を志願する者は、出願手続きに際し別表4に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第55条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、入学手続きに際し別表4に定める入学金を所定の期限までに納付しなければならない。

(授業料等)

第56条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、その入学年度に応じ別表4に定める授業料等を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 納付については、別に定める。

(納付猶予)

第57条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、学長にその納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。ただし留学生については別に定めるところによる。

2 猶予の期間は3ヶ月以内とする。

(休学者の授業料等)

第58条 休学を許可された学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第59条 学生が退学する場合は、在学期間中の授業料等は納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第60条 学生が停学処分を受けた場合は、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第61条 追試験及び再試験の受験を許可された場合は、別表5-(1)に定める試験料を所定の期限までに納付しなければならない。

(科目等履修料)

第62条 科目等履修を許可された者（科目等履修生）は、別表5-(2)に定める履修料等を所定の期限までに納付しなければならない。

（聴講料）

第63条 聴講を許可された者（聴講生）は、別表5-(3)に定める聴講料を所定の期限までに納付しなければならない。

（実習費）

第64条 資格取得のための学外実習を希望する学生は、それぞれの実習について別表5-(4)に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

（納付金の返還）

第65条 納入済の授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除き授業料を返還する。

### 第13章 図書・情報センター

（図書・情報センター）

第66条 本学に図書・情報センターを置く。

2 図書・情報センターには、図書、文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。

3 図書・情報センターの運営については、別に定める。

### 第14章 国際交流センター

（国際交流センター）

第67条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

### 第15章 厚生保健

（厚生施設）

第68条 本学に食堂を置く。

2 本学に学生寮を置く。学生寮の管理・運営については、別に定める。

3 本学に学生自習室を置く。

4 本学に学生控室を置く。

（保健管理）

第69条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。

3 前項の診断の他に必要に応じ、集団生活に不相当な者及び学業履修が困難と判定された者に対して、学長は治療を命じ、又は登学を停止し、あるいは休学を命ずることができる。

## 第16章 改 正

(改 正)

第70条 この学則の改正は、理事会の承認を得てこれを行い設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この改正学則は、平成12年12月1日から施行する。

3 この改正学則は、平成14年7月1日から施行する。

4 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

5 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

6 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第11条の規定及び別表1の適用は、従前の例による。

7 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

8 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第38条の2及び第56条の規定の適用は、従前の例による。

9 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第49条及び第57条の規定の適用は、従前の例による。ただし、編入学生の教育課程は、改正学則による。

10 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

11 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。

12 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。

13 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第39条、第49条、第59条の適用は、従前の例による。

14 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条の適用は、従前の例による。

15 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第50条の適用は、従前の例による。

16 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条、第8条、第52条については、従

前の学則の規定を適用する。

17 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条については、従前の学則の規定を適用し、平成26年以前に入学した学生に対しては、第61条については、従前の学則の規定を適用する。

18 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条第1項については、従前の学則の規定を適用する。

19 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条、第41条、第61条については、従前の学則の規定を適用する。

20 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第9条、第42条、第54条、第62条については、従前の学則の規定を適用し、第14条第4項については、施行後の成績評価から適用する。

21 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

22 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第4条第1項の学部名称のみ在学生から適用し、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

23 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

24 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第16条、第17条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。第43条のうち学士の学位については、従前の学則の規定を適用する。

別表1-(1) 未来社会学科

①教養科目—基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	基礎教育科目	キャリアデザインⅠ	2						
		キャリアデザインⅡ			2				
		医療と福祉のあゆみ	2						
		文章表現の技術	2						

別表1-(1) 未来社会学科

②教養科目—総合教養・情報と言語・健康と運動

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	総合教養	心理学概論Ⅰ	2						
		心理学概論Ⅱ		2					
		倫理学Ⅰ		2					
		倫理学Ⅱ		2					
		日本の歴史と文化Ⅰ		2					
		日本の歴史と文化Ⅱ		2					
		世界の歴史と文化Ⅰ				2			
		世界の歴史と文化Ⅱ				2			
		グローバルスタディーズ		2					
		生命のしくみⅠ		2					
		生命のしくみⅡ		2					
		生活と科学 基礎				2			
		生活と科学 応用				2			
		情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎		2				
	コンピューターリテラシー演習 応用					2			
	英語Ⅰ			2					
	英語Ⅱ			2					
	韓国語Ⅰ			2					
	韓国語Ⅱ			2					
	中国語Ⅰ					2			
	中国語Ⅱ					2			
	日本語Ⅰ			2					
	日本語Ⅱ			2					
	日本事情Ⅰ			2					
	日本事情Ⅱ			2					
	グローバルラーニングアクティビティーズA			4					
	グローバルラーニングアクティビティーズB			2					
	健康と運動	健康と運動の科学		2					
		生涯スポーツⅠ		1					
		生涯スポーツⅡ		1					

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(1) 未来社会学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科 コア 科目	未来社会論	2								
	社会学Ⅰ			2						
	社会学Ⅱ			2						
	日本国憲法		2							
	生活と法		2							
	暮らしの中の政治Ⅰ		2							
	暮らしの中の政治Ⅱ		2							
	生活と経済Ⅰ		2							
	生活と経済Ⅱ		2							
	社会福祉原論	4								
	人体の構造と機能及び疾病	2								
	ソーシャルリサーチ入門	2								
	ソーシャルリサーチ基礎			2						
	医療福祉論					2				
社会調査論				2						
ソーシャルワーク総論		4								
ソーシャルワーク論Ⅰ				4						
ソーシャルワーク論Ⅱ						4				
地域福祉論				2						
コミュニティーワーク論						2				
福祉経営論				2						
社会保障論						4				
高齢者福祉論Ⅰ		2								
高齢者福祉論Ⅱ		2								
障害者福祉論Ⅰ				2						
障害者福祉論Ⅱ				2						
児童福祉論Ⅰ				2						
児童福祉論Ⅱ				2						
公的扶助論				2						
保健医療サービス論						(2)		(2)	3・4年次	
権利擁護と成年後見						2				
司法福祉論						(2)		(2)	3・4年次	
ソーシャルワーク演習Ⅰ		2								
ソーシャルワーク演習Ⅱ				4						
ソーシャルワーク演習Ⅲ						(4)		(4)	3・4年次	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ				(1)		(1)			2・3年次	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ						(2)		(2)	3・4年次	
ソーシャルワーク実習						(4)		(4)	3・4年次	
介護概論Ⅰ		2								
高齢者の心理				2						
障害者・障害児心理学				2						
リハビリテーション論				2						
精神保健				2						
子ども家庭支援論						2				
保育者論		2								

	発達心理学			2				
	子ども家庭支援の心理学				2			
	社会的養護 I		2					
	保育原理		2					
	教育原理			2				
	子どもの保健			2				
	家族社会学				2			
	レクリエーション基礎			2				
	レクリエーション指導法 I				1			
	レクリエーション指導法 II				1			
	レクリエーション実習						1	
	精神疾患とその治療			4				
	精神保健学				4			
	精神保健福祉の原理			4				
	ソーシャルワーク理論と方法 (精神専門)				4			
	精神障害リハビリテーション論				2			
	精神保健福祉制度論				2			
	公認心理師の職責			2				
	臨床心理学概論			2				
	知覚・認知心理学			2				
	学習・言語心理学		2					
	感情・人格心理学		2					
	神経・生理心理学				2			
	社会・集団・家族心理学			2				
	心理的アセスメント				2			
	心理学的支援法				2			
	健康・医療心理学				2			
	福祉心理学			2				
	教育・学校心理学			2				
	司法・犯罪心理学				2			
	産業・組織心理学				2			
	関係行政論				2			
	心理演習				2			
	心理実習				2			
	健康学総論		2					
	栄養学概論		2					
	介護技術基礎			2				
学科専門科目	社会調査士領域	データサイエンス入門			2			
		データサイエンス I				2		
		データサイエンス II				2		
		フィールドワーク法				2		
		ソーシャルリサーチ演習 I				(2)	(2)	
		ソーシャルリサーチ演習 II				(3)	(3)	
		介護概論 II		2				
		介護概論 III			2			
		生活支援技術 I		2				
		生活支援技術 II		2				
	生活支援技術 III		2					
	生活支援技術 IV			2				

介護福祉士領域	生活支援技術Ⅴ			2				
	介護コミュニケーション技術		2					
	介護過程Ⅰ		1					
	介護過程Ⅱ		1					
	介護過程Ⅲ			1				
	介護過程Ⅳ			1				
	介護過程Ⅴ					1		
	介護総合演習Ⅰ		1					
	介護総合演習Ⅱ		1					
	介護総合演習Ⅲ			1				
	介護総合演習Ⅳ					1		
	介護実習Ⅰ		2					
	介護実習Ⅱ			4				
	介護実習Ⅲ					4		
	医療的ケアⅠ							4
	医療的ケアⅡ							1
	チームマネジメント							2
	地域福祉活動法							1
保育士領域	子どもの理解と援助			1				
	子どもの食と栄養			2				
	保育の計画と評価			2				
	保育内容総論			1				
	保育内容（健康）					1		
	保育内容（人間関係）					1		
	保育内容（環境）					1		
	保育内容（言葉）			1				
	保育内容（表現）					1		
	子どもの造形			1				
	子どもの音楽Ⅰ			1				
	子どもの音楽Ⅱ			1				
	子どもの音楽Ⅲ					1		
	子どもの言語表現			1				
	子どもの身体表現			1				
	乳児保育Ⅰ			2				
	乳児保育Ⅱ					1		
	子どもの健康と安全			1				
	障害児保育			2				
	社会的養護Ⅱ			1				
	保育所実習Ⅰ						2	
	保育所実習Ⅱ						2	
	保育所実習指導Ⅰ			1				
	保育所実習指導Ⅱ						1	
	施設実習						2	
	施設実習指導						1	
児童文化							1	
保育実践演習							2	

精神保健福祉士領域	精神保健福祉援助演習 I				2			
	精神保健福祉援助演習 II						4	
	精神保健福祉援助実習指導 I						1	
	精神保健福祉援助実習 I - A							2
	精神保健福祉援助実習 I - B							1
	精神保健福祉援助実習 II							2
	精神保健福祉援助実習指導 II							2
認定心理士領域	心理学研究法				2			
	心理学実験				2			
	心理学統計法				2			
	心理検査法実習						2	
	卒業研究演習 I					2		
	卒業研究演習 II						2	

別表1-(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

①教養科目—基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
教養科目	基礎教育科目									
	キャリアデザインⅠ	2								
	キャリアデザインⅡ			2						
	医療と福祉のあゆみ	2								
	文章表現の技術	2								

別表1-(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

②教養科目—総合教養・情報と言語・健康と運動

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
教養科目	総合教養		2								
	心理学概論Ⅰ		2								
	心理学概論Ⅱ		2								
	日本国憲法		2								
	生活と法		2								
	暮らしの中の政治Ⅰ		2								
	暮らしの中の政治Ⅱ		2								
	生活と経済Ⅰ		2								
	生活と経済Ⅱ		2								
	倫理学Ⅰ		2								
	倫理学Ⅱ		2								
	日本の歴史と文化Ⅰ		2								
	日本の歴史と文化Ⅱ		2								
	世界の歴史と文化Ⅰ				2						
	世界の歴史と文化Ⅱ				2						
	グローバルスタディーズ		2								
	生命のしくみⅠ		2								
	生命のしくみⅡ		2								
	生活と科学 基礎				2						
	生活と科学 応用				2						
	情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎		2							
		コンピューターリテラシー演習 応用				2					
		英語Ⅰ		2							
		英語Ⅱ		2							
		韓国語Ⅰ		2							
		韓国語Ⅱ		2							
		中国語Ⅰ				2					
		中国語Ⅱ				2					
	日本語Ⅰ		2								
	日本語Ⅱ		2								
	日本事情Ⅰ		2								
	日本事情Ⅱ		2								
	グローバルラーニングアクティビティーズA		4								
	グローバルラーニングアクティビティーズB		2								
健康と運動	健康と運動の科学	2									
	生涯スポーツⅠ	1									
	生涯スポーツⅡ	1									

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科 コア 科目	人体の構造と機能及び疾病	2								40単位 必修
	健康福祉論	2								
	社会福祉原論	4								
	ソーシャルワーク総論	4								
	コミュニケーション基礎	2								
	スポーツ科学概論	2								
	体育・スポーツ原論	2								
	スポーツ指導者論	2								
	高齢者福祉	2								
	生理学（運動生理学を含む）	2								
	障害者福祉			2						
	児童福祉			2						
	生涯スポーツ論			2						
	トレーニング論			2						
	レクリエーション基礎			2						
	アダプテッドスポーツ論			2						
	医療福祉論					2				
	健康運動指導法Ⅰ（有酸素運動）					1				
健康運動指導法Ⅱ（レジスタンス運動）					1					
健康 スポ ツ 領 域	器械運動（体づくり運動を含む）			1						10単位 以上 必修
	陸上競技		1							
	水泳・水中運動			1						
	サッカー		1							
	バドミントン			1						
	柔道					1				
	ダンス			1						
	スポーツ心理学			2						
	スポーツ経営学					2				
	スポーツ社会学（スポーツ史を含む）			2						
	バイオメカニクス					2				
	スポーツコーチング論					2				
	機能解剖学			2						
	体力測定評価演習					2				
	スポーツ医学					2				
	救急処置法					2				
	栄養学（運動栄養学を含む）			2						
	介護予防運動指導法					1				
	子どもの発育発達と運動					2				
	レクリエーション指導法			1						
	レクリエーション実習					1				
スポーツ指導実習					1					
アダプテッドスポーツ指導法			1							
アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅰ							2			
アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅱ							2			

学科専門科目

教職関連科目

対人生活支援の方法（グループワーク）			2				
対人生活支援の方法（ケースワーク）			2				
保健衛生学（公衆衛生学を含む）			2				
学校保健（小児保健・学校安全を含む）					2		
精神保健			2				
保健体育科教育法Ⅰ			4				
保健体育科教育法Ⅱ					4		
教育原理			2				
教職概論	2						
教育制度論			2				
教育心理学			2				
特別支援教育					1		
教育課程論			2				
道徳教育の指導法			2				
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法					2		
教育方法論					2		
生徒・進路指導論					2		
教育相談					2		
介護等体験					1		
教育実習（A）							3
教育実習（B）							5
教職実践演習（中・高）							2
学校経営と学校図書館			2				
学校図書館メディアの構成					2		
学習指導と学校図書館					2		
読書と豊かな人間性					2		
情報メディアの活用					2		
ICT教育の理論と方法					1		
介護概論Ⅰ	2						
社会学Ⅰ			2				
社会学Ⅱ			2				
社会調査論			2				
ソーシャルワーク論Ⅰ			4				
ソーシャルワーク論Ⅱ					4		
地域福祉論			2				
コミュニティーワーク論					2		
福祉経営論			2				
社会保障論					4		
高齢者福祉論Ⅰ	2						
障害者福祉論Ⅰ			2				
児童福祉論Ⅰ			2				
公的扶助論			2				
保健医療サービス論					(2)		(2)
権利擁護と成年後見					2		
司法福祉論					(2)		(2)
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2						
ソーシャルワーク演習Ⅱ			4				
ソーシャルワーク演習Ⅲ					4		
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1				

社会福祉領域

10単位  
以上  
必修

	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ					2			
	ソーシャルワーク実習					4			
	卒業研究演習Ⅰ				2				
	卒業研究演習Ⅱ						2		

別表1-(3) 経営福祉ビジネス学科

①教養科目—基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 基礎教育科目	キャリアデザインⅠ	2							
	キャリアデザインⅡ			2					
	医療と福祉のあゆみ	2							
	文章表現の技術	2							

別表1-(3) 経営福祉ビジネス学科

②教養科目—総合教養・情報と言語・健康と運動

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
総合教養	心理学概論Ⅰ		2						
	心理学概論Ⅱ		2						
	日本国憲法		2						
	生活と法		2						
	暮らしの中の政治Ⅰ		2						
	暮らしの中の政治Ⅱ		2						
	倫理学Ⅰ		2						
	倫理学Ⅱ		2						
	日本の歴史と文化Ⅰ		2						
	日本の歴史と文化Ⅱ		2						
	世界の歴史と文化Ⅰ				2				
	世界の歴史と文化Ⅱ				2				
	グローバルスタディーズ		2						
	生命のしくみⅠ		2						
	生命のしくみⅡ		2						
	生活と科学 基礎				2				
	生活と科学 応用				2				
	コンピューターリテラシー演習 基礎		2						
	コンピューターリテラシー演習 応用				2				
	情報と言語	英語Ⅰ		2					
英語Ⅱ			2						
韓国語Ⅰ			2						
韓国語Ⅱ			2						
中国語Ⅰ					2				
中国語Ⅱ					2				
日本語Ⅰ			2						
日本語Ⅱ			2						
日本事情Ⅰ			2						
日本事情Ⅱ			2						
グローバルラーニングアクティビティーズA			4						
グローバルラーニングアクティビティーズB			2						
健康と運動の科学			2						

\*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

別表1-(3) 経営福祉ビジネス学科

③学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科 コア 科目	経営学総論A	2								
	経営学総論B	2								
	ソーシャルリサーチ入門	2								
	ビジネス実務総論	2								
	異文化理解	2								
	社会学Ⅰ			2						
	社会学Ⅱ			2						
	人体の構造と機能及び疾病	2								
D X 領域	ICTビジネス入門			2						
	IT概論			2						
	経営システム論			2						
	データサイエンス入門			2						
	データサイエンスⅠ					2				
	データサイエンスⅡ					2				
	フィールドワーク法					2				
	VRビジネス概論					2				
	AIビジネス概論					2				
	ソーシャルリサーチ基礎			2						
	ソーシャルリサーチ演習Ⅰ					(2)		(2)		3・4年次
	ソーシャルリサーチ演習Ⅱ					(2)		(2)		3・4年次
	ビジネス戦略と意思決定					2				
マーケティングリサーチ演習					2					
経営・ 経済 関連 領域	生活と経済Ⅰ		2							
	生活と経済Ⅱ		2							
	経営史		2							
	サービス経営論			2						
	福祉経営			2						
	経営組織論			2						
	経営管理論			2						
	現代企業論			2						
	認知心理学			2						
	行動経済学とビジネス					2				
	産業心理学					2				
	消費者心理					2				
	マーケティング総論					2				
	医療経営					2				
社会的起業論					2					
学科 専門 科目	ビジネス実務演習A			2						
	ビジネス実務演習B			2						
	ビジネス実務特別演習					2				
	ビジネス法					2				
	ビジネス英語A			2						
	ビジネス英語B			2						

スキ	ビジネス日本語A			2				
	ビジネス日本語B			2				
リア領域	職業選択論					2		
	雇用政策論					2		
	社会保障論					4		
	ビジネス英語特別演習A					2		
	ビジネス英語特別演習B					2		
	ビジネス日本語特別演習A					2		
	ビジネス日本語特別演習B					2		
グローバルリダ領域	日本語指導法Ⅰ			2				
	日本語指導法Ⅱ			2				
	異文化間心理			2				
	国際ビジネス論			2				
	グローバルイシューズ			2				
	国際人権論					2		
	国際ボランティア論					2		
	多文化共生論					2		
	日本語指導特別演習Ⅰ					2		
	日本語指導特別演習Ⅱ					2		
						2		
公共・公益領域	社会福祉原論		4					
	高齢者福祉論Ⅰ		2					
	児童福祉論Ⅰ			2				
	障害者福祉論Ⅰ			2				
	地域福祉論			2				
	公的扶助論			2				
	介護技術基礎			2				
	行政学			2				
	医療福祉論					2		
	公共政策論					2		
	地域経営論					2		
	行政法					2		
						2		
						2		
*ビジネス日本語A、ビジネス日本語B、ビジネス日本語特別演習A、 ビジネス日本語特別演習Bは留学生用								
	生涯スポーツⅠ		1					
	生涯スポーツⅡ		1					
	ソーシャルワーク総論		4					
	福祉ビジネス概論		2					
	介護概論Ⅰ		2					
	高齢者福祉論Ⅱ		2					
	障害者福祉論Ⅱ			2				
	児童福祉論Ⅱ			2				
	ソーシャルワーク論Ⅰ			4				
	コミュニティーワーク論					2		
	福祉住環境学			2				
	国際福祉論					2		

別表 2

社会福祉士指定科目（厚生労働省令）		本学開講科目 （2021年度入学生から）			
領域	科目名	科目名	授業形態	時間数	単位数
識社人との・方理社法解会に・関生活すると知福	医学概論	人体の構造と機能及び疾病	☆ 講義	30	2
	心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ・Ⅱ	☆ 講義	60	4
	社会学と社会システム	社会学Ⅰ・Ⅱ	☆ 講義	60	4
	社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	講義	60	4
	社会福祉調査の基礎	社会調査論	☆ 講義	30	2
す理的総念な合知と相的識方談かと法援つ技に助包術関の括	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	☆ 講義	60	4
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）				
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	講義	60	4
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワーク論Ⅱ	講義	60	4
術の開基地知発盤域識に整備社技すとの	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	講義	30	2
		コミュニティワーク論	講義	30	2
	福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	☆ 講義	30	2
サビスに関する知識	社会保障	社会保障論	☆ 講義	60	4
	高齢者福祉	高齢者福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	児童・家庭福祉	児童福祉論Ⅰ	☆ 講義	30	2
	貧困に対する支援	公的扶助論	☆ 講義	30	2
	保健医療と福祉	保健医療サービス論	☆ 講義	30	2
	権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	☆ 講義	30	2
	刑事司法と福祉	司法福祉論	☆ 講義	30	2
実習・演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	30	2
	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	60	4
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	60	4
	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	30	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	60	2
	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	実習	240	4

\* 精神保健福祉士の資格を有する者は60時間を上限として実習が免除される。

\* 介護福祉士養成課程を履修する者は60時間を上限として実習が免除される。

☆：基礎科目

別表 3

精神保健福祉士指定科目 (厚生労働省令)		本学開講科目 (2021年度入学生から)			
領域	科目名	科目名	授業形態	時間数	単位数
共通科目	医学概論	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2
	心理学と心理的支援	心理学概論 I・II	講義	60	4
	社会学と社会システム	社会学 I・II	講義	60	4
	社会福祉の原理と政策	社会福祉原論	講義	60	4
	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	講義	30	2
		コミュニティーワーク論	講義	30	2
	社会保障	社会保障論	講義	60	4
	障害者福祉	障害者福祉論 I	講義	30	2
	権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	講義	30	2
	刑事司法と福祉	司法福祉論	講義	30	2
	社会福祉調査の基礎	社会調査論	講義	30	2
	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	講義	30	4
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論 I	講義	60	4
	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習 I	演習	30	2
専門科目	精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	講義	60	4
	現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	講義	60	4
	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	講義	60	4
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門)	講義	60	4
	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	講義	30	2
	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	講義	30	2
実習演習科目	ソーシャルワーク演習 (専門)	精神保健福祉援助演習 I	演習	30	2
		精神保健福祉援助演習 II	演習	60	4
	ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導 I	演習	30	1
		精神保健福祉援助実習指導 II	演習	60	2
	ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習 I-A	実習	60	2
		精神保健福祉援助実習 I-B		54	1
		精神保健福祉援助実習 II		96	2

\* ソーシャルワーク実習の履修者は精神保健福祉援助実習 I-Aが免除される

別表 4

〔入学検定料〕

入学検定料	33,000円
-------	---------

〔入学金及び授業料等〕

留学生以外

内 訳	健康スポーツコミュニケーション学科					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	350,000円	350,000円	700,000円	350,000円	350,000円	700,000円
教育充実費	87,500円	87,500円	175,000円	92,500円	92,500円	185,000円
施設充実費	87,500円	87,500円	175,000円	92,500円	92,500円	185,000円
合 計	725,000	525,000	1,250,000	535,000円	535,000円	1,070,000円

留学生以外

内 訳	未来社会学科・経営福祉ビジネス学科（共通）					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	350,000円	350,000円	700,000円	350,000円	350,000円	700,000円
教育充実費	75,000円	75,000円	150,000円	85,000円	85,000円	170,000円
施設充実費	75,000円	75,000円	150,000円	85,000円	85,000円	170,000円
合 計	700,000円	500,000円	1,200,000円	520,000円	520,000円	1,040,000円

留学生

内 訳	未来社会学科・健康スポーツコミュニケーション学科 ・経営福祉ビジネス学科（共通）					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	150,000円	—	150,000円	—	—	—
授 業 料	250,000円	250,000円	500,000円	250,000円	250,000円	500,000円
教育充実費	50,000円	50,000円	100,000円	75,000円	75,000円	150,000円
施設充実費	50,000円	50,000円	100,000円	75,000円	75,000円	150,000円
合 計	500,000円	350,000円	850,000円	400,000円	400,000円	800,000円

## 別表5－(1)

〔試験料〕

試験区分	試験料	
追試験	1科目につき	1,000円
再試験	1科目につき	3,000円

## 別表5－(2)

〔科目等履修料〕

科目等履修料	申請料	10,000 円
	1科目(1単位)	30,000 円

## 別表5－(3)

〔聴講料〕

聴講料	1科目(4単位)	60,000 円
	1科目(2単位)	30,000 円

## 別表5－(4)

〔学外実習教育費〕

学 外 実 習 教 育 費	項目	費用	対象学科・養成課程
	ソーシャルワーク実習	70,000円	選択制(未来社会学科・健康スポーツコミュニケーション学科) ※精神保健福祉援助実習履修者 ※介護実習履修者
		90,000円	選択制(未来社会学科・健康スポーツコミュニケーション学科)
	介護実習	介護実習Ⅰ 50,000円	選択制(未来社会学科介護福祉士養成課程)
		介護実習Ⅱ 70,000円	
		介護実習Ⅲ 80,000円	
	保育実習	60,000円	選択制(未来社会学科保育士養成課程)
	精神保健福祉援助実習	70,000円	選択制(未来社会学科精神保健福祉士養成課程) ※ソーシャルワーク実習履修者
		90,000円	選択制(未来社会学科精神保健福祉士養成課程)
	教育実習	40,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)
介護等体験	15,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)	
心理実習	60,000円	選択制(未来社会学科)	

# 受 入 統 計 表

2021年度

<総合計>

作成日:2022年3月末日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	71,278	203,615,465	
		洋	14,445	105,652,666	
		計	85,723	309,247,257	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
計	和	74,608	214,282,504		
	洋	16,613	116,725,217		
	計	91,221	331,007,721		
研究費 図書	図書	和	9,279	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,111	34,262,932	
寄贈図書	図書	和	9,038	14,748,020	
		洋	289	762,136	
		計	9,327	15,510,156	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
	計	和	9,080	14,831,810	
		洋	328	840,081	
		計	9,408	15,671,891	
その他	図書	和	16,388	0	
		洋	8,140	0	
		計	24,528	0	
	雑誌製本	和	68	0	
		洋	23	0	
		計	91	0	
	計	和	16,456	0	
		洋	8,163	0	
		計	24,619	0	
合 計	和	109,423	258,557,650		
	洋	25,936	122,991,603		
	計	135,359	381,549,253		

令和4年度 社会福祉実習及び教育実習等実施計画

実習名（資格）	実習日程※注1・日数	実習生数 （予定）	対象学科：学年※注2	実習費	納入期間
ソーシャルワーク実習 （社会福祉士国家試験受験資格）	令和4年8月15日（月）～9月16日（金） ・180時間以上かつ23日間以上	51	【選択制】 社会福祉（社会福祉・医療福祉心理）、経営福祉 ビジネス、健康スポーツコミュニケーション：3年、 社会福祉（介護福祉・こども福祉）：4年	70,000円	令和4年 7月15日（金）～ 7月29日（金）
精神保健福祉援助実習 （精神保健福祉士国家試験受験資格）	障害福祉サービス事業施設等 令和4年8月10日（水）～8月31日（水） ・120時間以上かつ15日間以上 （※3年時ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上）	11	【選択制】 社会福祉（医療福祉心理）：4年生	90,000円 ソーシャルワーク 実習履修者は 70,000円	
	精神科病院等の 医療機関 令和4年9月5日（月）～9月26日（月） ・90時間以上かつ12日間以上		【選択制】 社会福祉（医療福祉心理）：4年生		
介護実習 （介護福祉士国家試験受験資格）	介護実習Ⅰ-A 令和4年7月 6時間：1日		【選択制】 社会福祉（介護福祉）：1年生	50,000円	令和4年 6月15日（水）～ 6月30日（木）
	介護実習Ⅰ-B 令和4年10月～12月 10時間：2日				
	介護実習Ⅰ-C 令和5年2月22日（水）～3月7日（火） 80時間：10日間				
	介護実習Ⅱ 令和4年8月15日（月）～9月16日（金） ・184時間（23日間）	7	【選択制】 社会福祉（介護福祉）：2年生	70,000円	令和4年 7月15日（金）～ 7月29日（金）
	介護実習Ⅲ 令和4年8月15日（月）～9月16日（金） ・184時間（23日間）	19	【選択制】 社会福祉（介護福祉）：3年生	80,000円	
保育実習 （保育士資格）	保育所実習Ⅰ （保育所） 令和4年8月15日（月）～8月26日（金） ・80時間以上かつ10日間以上	3	【選択制】 社会福祉（こども福祉）：3年生	60,000円	令和4年 7月15日（金）～ 7月29日（金）
	保育所実習Ⅱ （保育所） 令和4年9月5日（月）～9月16日（金） ・80時間以上かつ10日間以上				
	施設実習 （児童福祉施設） 令和5年2月20日（月）～3月2日（木）の間 ・80時間以上かつ10日間以上				
心理実習 （公認心理師国家試験受験資格）	令和4年10月1日（土）～以降（日程は未定 実習先によって異なる） ・32時間以上かつ4日間以上 保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働分野 *医療機関(必須)	7	【選択制】 社会福祉（医療福祉心理）：4年生	60,000円	令和4年 未定 月 日（ ）～ 月 日（ ）
教育実習 （中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状）	令和4年5月～11月に3～4週間の120時間 ※高等学校免許状のみ取得希望者は2週間60時間	19	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション：4年	40,000円	令和4年 4月15日（金）～ 4月28日（木）
【介護等体験】 （中学校教諭一種免許状）	令和4年11月～令和5年1月に 特別支援学校2日間、福祉施設5日間	49	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション：3年	15,000円	令和4年 7月1日（金）～ 7月15日（金）

※注1）実習日程については実習施設との調整上変更があります。 ※注2）対象学年は、標準学年を示しています。

# 社会福祉士国家試験受験資格指定科目との対応表

経営福祉ビジネス学科

2020年度以前入学者対象

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病※1	朝尾	兼任	医師・本学において選考された教員	
心理学理論と心理的支援	心理学概論Ⅰ※1	遠藤	兼任	本学において選考された教員	
	心理学概論Ⅱ※1	遠藤	兼任	本学において選考された教員	
社会理論と社会システム	社会学Ⅰ	総谷	専任	本学において選考された教員	
	社会学Ⅱ	総谷	専任	本学において選考された教員	
現代社会と福祉	社会福祉原論	井土	専任	本学において選考された教員	
社会調査の基礎	社会調査論	脇長	専任	本学において選考された教員	
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	井土	専任	本学において選考された教員	
	ソーシャルワーク論Ⅱ	藤田	兼任	本学において選考された教員	
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	コミュニティーワーク論	井土	専任	本学において選考された教員	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画論	西田	兼任	本学において選考された教員	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	拾井	専任	本学において選考された教員	
社会保障	社会保障論	西田	兼任	本学において選考された教員	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論Ⅰ	三岳	兼任	本学において選考された教員	
	介護概論Ⅰ	三岳	兼任	本学において選考された教員	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論Ⅰ	井土	専任	本学において選考された教員	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論Ⅰ	井土	専任	本学において選考された教員	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	足立	兼任	本学において選考された教員	
保健医療サービス	保健医療サービス論	伊藤	兼任	本学において選考された教員	
就労支援サービス	就労支援サービス論※2	西田	兼任	本学において選考された教員	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見	加藤	専任	本学において選考された教員	
更生保護制度	司法福祉論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア(ア)・(ウ)
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア(ア)・(ウ)
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア(ア)・(ウ)
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア(ア)・(ウ)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-イ(ア)・(ウ)
相談援助実習	ソーシャルワーク実習	中川	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-イ(ア)・(ウ)

※1は2018年度入学生から科目名称変更、※2は2017年度入学生から開設

2021年度生より資格取得はできません

2022年度より開講されません

## 実習演習担当教員に関する調書

大学等名	神戸医療未来大学人間社会学部 経営福祉ビジネス学科			
氏名	中川 順子	性別	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	
生年月日	昭和 31 年 3 月 29 日		年齢 (66歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)	佛教大学社会学部社会福祉学科卒業			
担当科目	ソーシャルワーク演習Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、 ソーシャルワーク実習			
教員 資格 要件	指針該当番号		4- (3) -ア- (ア) ・ (ウ) 4- (3) -ウ- (ア) ・ (ウ)	
	社会福祉士実習演習担当教員講習会		1. 修了 ②. 未修了	
	教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		社会福祉法人三美福祉団 春日育成苑 (知的障害者 更生施設)	介護職	昭和59年4月～ 平成4年3月 (8年0か月)
		社会福祉法人三美福祉団 三美学苑 (知的障害者更 生施設)	介護職 (相談援助業務)	平成4年4月～ 平成15年12月 (11年9か月)
		神戸医療福祉大学社会福 祉学部	非常勤講師、専任講師 (ソーシャルワーク演習 Ⅰ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシ ャルワーク実習、社会福祉援助技術実習指導演 習Ⅱ、社会福祉援助技術演習Ⅰ、社会福祉援助 技術実習、等)	平成16年4月～ 平成31年3月 (15年0か月)
		神戸医療福祉大学社会福 祉学部	非常勤講師 (ソーシャルワーク演習Ⅱ・Ⅲ、ソシ ャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習)	平成31年4月～ 令和2年1月 (10か月)
		神戸医療福祉大学人間社 会学部 (旧社会福祉学部)	非常勤講師 (ソーシャルワーク演習Ⅱ・Ⅲ、ソシ ャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワーク実習)	令和2年2月～ 令和4年3月 (2年2か月)
	合 計		37年9か月	
	資格 ・ 免許 ・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日
社会福祉士		財団法人社会福祉振興・試験センター	平成2年5月1日	
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称		年 月	

経営福祉ビジネス学科

11	施設名及び施設種別	氏名(法人にあつては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者
実習施設	障害福祉サービス事業 海萌	社会福祉法人 関西中央福祉会	平成19年 4月1日	大阪府大阪市淀川区 田川北1-7-9	94	山田 武弘 田中 聖人 伊藤 栄作 松田 祐典	296-1 296-2 296-3 296-4
	特別養護老人ホーム 四天王寺きたやま苑	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	平成8年 4月1日	大阪府大阪市天王寺区 北山町9番6号	50	林 加奈恵 宮田 真行	315-1 315-2
追加	指定障害福祉施設サービス 事業所 日本ライトハウス わくわく	社会福祉法人 日本ライトハウス	平成21年4 月1日	大阪府大阪市鶴見区今津 中2丁目4番37号	40	香川紀子	383

## I. ソーシャルワーク実習の意義と目標

### 1. 目的と意義

2007（平成19）年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、社会福祉士養成カリキュラムが大幅に変更されました。その目的は、国家資格の名に相応しい統一した養成教育目標を設定することで社会福祉士の質、更には援助能力を向上させることにあります。「ソーシャルワーク実習」（相談援助実習）は、その制度改正のまさに「目玉」となる科目です。

ソーシャルワーク実習の目的は、大学の講義や演習で学んだ専門知識・社会福祉援助技術を実際の社会福祉現場で検証することにあります。言い換えれば、実習に臨むにあたって、実習に対する心構えは勿論のこと、利用者の特徴や施設・機関の一般的機能、制度・政策に対する深い理解がなくては、実習は成立しません。その意味で、実習前における「事前学習」がとりわけ重要なものとなります。このことを十分に理解した上で、ソーシャルワーク実習指導の講義に臨むように心がけてください。

### 2. ソーシャルワーク実習の目標（大目標）

ソーシャルワーク実習の目標は、大きくわけて次の3つに集約されます。

#### (1) 理論（theory）と実践（practice）の体得

ソーシャルワーク実習を通して、ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な援助技術を体得する。

#### (2) 社会福祉士の職業倫理の理解と自己課題の明確化

社会福祉士に求められる資質・技能・倫理を体得し、自己に求められる課題を把握する。

#### (3) 社会福祉関連分野における専門職との連携

関連分野の専門職との連携のあり方、及び具体的な方法を理解する。

### 3. ソーシャルワーク実習の目標（中目標）

2の大目標を細分化すると、次の8つの目標が導きだされます。

#### (1) 施設・事業者・機関・団体等の職員、そして利用者やその関係者、地域住民やボランティアへの基本的なコミュニケーションを身に付け、円滑な人間関係を形成する。

#### (2) 利用者への理解を深め、ニーズを把握し、支援計画を作成する。

#### (3) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係を形成する。

#### (4) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）を実践し評価する。

#### (5) 他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際に学ぶ。

- (6) 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解及び組織の一員としての役割と責任を理解する。
- (7) 施設・事業者・団体等の経営やサービス管理運営の実際を理解する。
- (8) 実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体であることを理解し、地域社会への働きかけ（アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発）を学ぶ。

※上記の実習目標は、厚生労働省が提示した「相談援助実習」のガイドラインです。実習計画書を作成する場合、ガイドラインに照らし合わせて各自の実習施設・機関に適合した実習目標を設定してください（具体的な実習目標を設定すること）。

## Ⅱ. ソーシャルワーク実習の履修条件及び実習先

### 1. 実習履修資格者

ソーシャルワーク実習は、次の条件を満たさなければ履修することができません。

- (1) 卒業後、社会福祉の施設・機関等で働く意志を強くもっており、社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲をもっていること。
- (2) 「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める社会福祉士国家資格の取得を強く希望し、4年次において国家試験を受験する意志があること。
- (3) 実習を履修する当該年度において、本学の教育課程における社会福祉士養成指定科目の単位をすべて修得しているか、修得できる見込みがあること。具体的には、次の11科目については、実習を履修する前年度の最終時点で単位を修得していなければならない。
  - ①「医学概論」②「社会福祉原論」③「高齢者福祉論Ⅰ」④「介護概論Ⅰ」⑤「障害者福祉論Ⅰ」⑥「児童福祉論Ⅰ」⑦「ソーシャルワーク総論」⑧「ソーシャルワーク論Ⅰ」⑨「ソーシャルワーク演習Ⅰ」⑩「ソーシャルワーク演習Ⅱ」⑪「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」
- (4) 実習開始までに実施される「実習前確認試験」（知識と技能）に合格していること。
- (5) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」で実施される見学実習に参加していること。

※上記の規定を満たさない場合、実習先が決定していても取り消しになる場合があるので注意してください。

## 2. 実習先・実習時間及び実習指導者の要件

### (1) ソーシャルワーク実習の対象施設・機関

根拠法	対象施設・機関・事業等
児童福祉法	児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
医療法	病院・診療所
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法	福祉に関する事務所（福祉事務所）、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会、隣保館（平成14年厚生労働省通知）
売春防止法	婦人相談所、婦人保護施設
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所
障害者の雇用等に関する法律	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、老人介護支援センター、老人デイサービス事業
母子及び寡婦福祉法	母子父子福祉センター
更生保護事業法	更生保護施設
介護保険法	介護老人保健施設、地域包括支援センター、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所・生活介護又は療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者及び介護老人福祉施設入居者の生活介護等、居宅介護支援事業、介護予防（通所介護・通所リハ・短期入所療養介護）、介護予防支援事業など
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発達障害者支援法	発達障害者支援センター
障害者自立支援法	障害者支援施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、一般又は特定相談支援事業）
その他	独立型社会福祉士事務所、ホームレス自立支援センター、地域福祉センター、身体又は知的障害者福祉工場、重症心身障害児(者)通園事業、高齢者又は身体障害者等デイサービス（老人福祉法第10条・障害者自立支援法附則第8条・同法附則第34条）

## (2) 実習指導者の要件について

ソーシャルワーク実習は法令上、実習指導者についても明確な規定があります。実習指導者になれるのは、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会の課程を修了したもの」と定められています。つまり、実習生の指導を行うことができるのは、社会福祉士の資格取得後3年以上の相談援助業務体験を有し、更に「社会福祉士実習指導者講習会」の課程を修了した社会福祉士です。この条件を満たす実習指導者が施設・機関に不在の場合、実習を行っても単位認定をすることはできませんので注意してください。

## (3) 実習時間数について

「ソーシャルワーク実習」の単位認定に必要な時間数は、180時間・23日以上となります。時間数（180時間）・日数（23日以上）の両方の条件をクリアすることが必要となります。仮に、実習中に日数及び時間数が不足しそうな場合には、実習指導者に相談し規定の実習時間の確保を依頼するようにしてください。

※本学では、2施設・機関にまたがる実習を承認していません。1施設・機関の実習で上記の実習時間を確保することが必要となりますので注意してください。

# Ⅲ. ソーシャルワーク実習のプロセスと達成課題

## 1. 実習前の達成課題（事前学習）

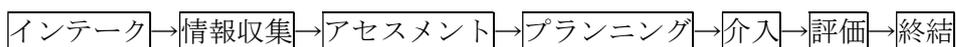
- (1) ソーシャルワーク実習の目的・意義について深く理解する。
- (2) 個々の実習先の機能や関連する制度について理解を深める。
- (3) 実習場面で必要となるソーシャルワーク技法を習得する。
- (4) 社会福祉士の倫理綱領について理解を深める。
- (5) 実習関連施設・機関を実際に見学し、職員から指導を受ける（見学実習）。
- (5) 実習目標・実習施設機関に照らし合わせた実習計画書を作成する。
- (6) 実習体験の分析・考察及び記録の方法について理解する。
- (7) 実習指導（スーパービジョン）の意義について理解を深める。
- (8) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」担当教員（巡回指導教員）との個別面談を実施する。
- (9) 事前に実習施設・機関を訪問し、実習計画書を基に実習指導者（スーパーバイザー）と実習プログラムについて相談する。

## 2. 実習中の課題

ソーシャルワーク実習の目的は、社会福祉士の実習施設・機関における役割・職能を理解し、その専門技術を習得することにあります。具体的には、実習生はニーズキャッチ・インテーク・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング・終結に至る一連のソー

ソーシャルワークのプロセスを実際に体験することが求められます。同時に、アセスメントから援助計画に至るプロセスにおいて、利用者の自己決定や秘密保持など社会福祉士の倫理綱領の遵守、専門職間の連携、さらには活用可能な社会資源（社会福祉サービス）に関する情報収集なども意識的に取り組んでいかなければならない課題となります。

### ソーシャルワークのプロセス



（社会福祉実習研究会編『実習生のための対人援助技術』中央法規出版、67頁。）

4週間という短い実習期間の中で上記の課題を達成するためには、実習生の主体的な学びの姿勢と事前学習が肝要となります。その上で、実習指導者との連携協力及び実習課題の共通認識が必要不可欠です。実習計画書の作成の段階から上記の課題を意識すると共に、事前訪問及び実習中に実習生の希望を的確に実習指導者に伝える必要があります。以下、施設実習を事例として「ソーシャルワーク実習」の4週間の実習プログラムの例を示していきます。

#### （1）実習1・2週間目の実習プログラム

職場・職種理解（利用者理解及び職員の役割理解に重点を置く）

##### ①中目標（一週間単位での目標）

- ・利用者の特性を理解する。
- ・コミュニケーション技術を発揮する。
- ・自立支援と生活支援の実際について理解を深める。

##### ②小目標（毎日の実習目標）

- ・利用者の名前を覚え、適したかかわり方、交流の仕方を学ぶ。
- ・観察やコミュニケーション、ケース記録を通して、利用者の情報を収集する。
- ・職員の利用者への関わりの観察を通して、コミュニケーション技術を習得する。
- ・職員から自立支援や生活支援の方法について説明を受け、要点を記録にまとめる。

#### （2）実習3週間目の実習プログラム

ソーシャルワークの理解【1】（アセスメントの実施）

##### ①中目標

- ・特定の利用者の生活課題についてアセスメントを実施する。

##### ②小目標

- ・基礎アセスメントとして必要な利用者のプロフィールや生活状況、社会資源などに関する情報を収集する。

- ・利用者との係わりの場面を通して作成したプロセス・レコードから利用者の生活課題を発見する。
- ・職員の指導を受けながら、生活課題アセスメントを完成させる。
- ・実行可能な援助方針を検討する。

### (3) 実習最終週の实習プログラム

#### ソーシャルワークの理解【1】(個別支援計画の策定・介入・評価)

##### ①中目標

- ・アセスメントを基に生活課題を解決・緩和するための援助計画を策定する。

##### ②小目標

- ・職員の指導のもとで、援助目標を設定する。
- ・短期目標(当面の課題)を達成するための、具体的方法を考案する。
- ・具体的方法で掲げた事柄を実践してみる(介入)。
- ・結果について、職員から指導・評価を受ける(評価)。

※上記の課題は、ソーシャルワーク実習におけるプログラムの一例です。実習施設・機関・指導者の指導方針、さらには実習生自身の情報収集能力や援助計画を策定する力量を勘案して具体的な実習課題に取り組んでください。

### 3. 巡回指導及び帰校指導

ソーシャルワーク実習では、実習生は4週間(23日間)の実習期間中に原則週1回の頻度で、本学の実習指導教員との面談指導を受ける義務があります。面談指導の方法には、本学実習指導教員が直接実習施設・機関を訪問して実習生を指導する「巡回指導」と、実習生(学生)が大学(もしくは指定施設)に戻り、指導を受ける「帰校指導」の2種類があります。

本学の実習生(学生)は、実習期間中に巡回指導と帰校指導を計4回、必ず受けることが、ソーシャルワーク実習の単位認定の条件となります。原則として、巡回指導を2回、帰校指導を2回実施しますが、各学生の実習状況に留意して、巡回と帰校の回数を調整します。指定された日に必ず出席するようにしてください。

(1) 巡回指導及び帰校指導実施要領例（実習状況により巡回、帰校の入れ替えあり）



(2) 巡回指導日について

巡回指導日は、巡回指導教員及び実習施設・機関の都合によって決定されます。週の何曜日の何時になるかは、実習生の実習予定・実習指導者の業務・巡回指導教員の巡回予定によって決まります。日時が決まり次第、実習指導者より伝達があります。

(3) 帰校日について

帰校日については、大学で指定します（帰校日には実習予定を入れないようにしてください）。具体的な日時については、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の中で詳しく説明があります。

①神戸医療未来大学姫路キャンパス（本学会場）

②神戸医療未来大学大阪天王寺キャンパス（大阪会場）

#### 4. 事後指導

ソーシャルワーク実習は、実習期間が終了しただけでは完結しません。印象に残っている数多くの実習体験を振り返り、実習指導教員とのスーパービジョンやグループワークを通して、一つ一つの事例を多様な角度から「意味づけ」をしていく作業が必要になります。この「意味づけ」を通して、実習の総合評価に至る過程が後期「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の課題となります。

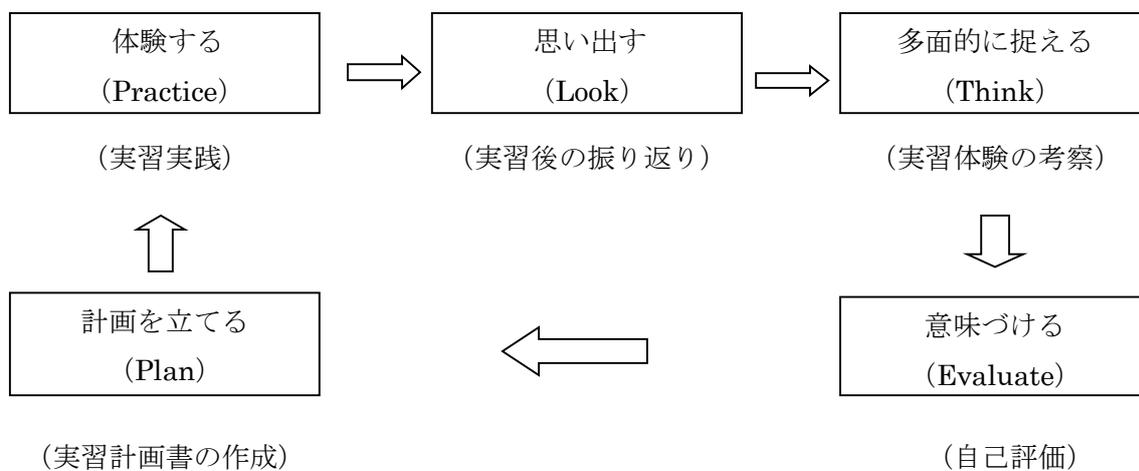
(1) 実習後の提出書類（実習先への提出書類）

実習が終了したら「実習の総括」を速やかに作成し、実習施設・機関の指導者に提出してください。実習の総括は実習指導者の指示のもとで、実習終了後遅くとも1週間以内に提出するようにしてください。提出後、「実習評価票」や「実習出席簿・実習証明書」と共に大学に直接郵送されます。

(2) 実習後の提出書類（実習指導教員への提出書類）

実習後に作成・提出する書類には、日々の実習記録の他に、「実習報告書」・「実習自己評価票」があります。実習終了後速やかに作成し、ファイルに全て収めた状態で後期第1回目の「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の講義内で担当教員に直接提出してください。

(3) 実習の「意味づけ」のフローチャート



(岡田まり他編『ソーシャルワーク実習』有斐閣、2002年、168頁)

## IV. 実習生としての留意事項（実習生に求められるマナー）

実習現場では、「大学を代表する者」と自覚して行動してください。皆さんの表情、言葉遣い、行動から神戸医療福祉大学全体が評価され、次期の実習生が歓迎されるか、拒否されるか決まるのが現状です。実習中は、配属された実習現場の諸規則に従って、社会福祉専門職を目指す者として責任ある行動をとるように心がけてください。また、実習生であることを自覚して、実習目標、達成課題を達成できるように努めてください。

下記に実習での留意事項を記載しますので、各自遵守してください。

### 1. 実習先への提出物（提出物は必ず期限までに）

実習先に提出する書類には、**健康診断書・保菌検査書（検便検査）・誓約書・実習生個人票・実習計画書**が必要になります。

特に誓約書は、実習中に知り得た利用者の情報や職員業務の秘密保持を誓約するものです。同時に実習生が実習中に施設・機関に対して迷惑をかけないことを約束するものです。誓約書を提出することの意味を理解し、実習事前訪問の際に実習先へ提出してください。

### 2. 実習に臨む基本的な態度（学ぶ姿勢を忘れずに）

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習をよりよいものにしましょう。

- (1) 実習時間は厳守すること。少なくとも実習開始 15 分前に身支度を完了し、実習できる態勢を整えておくこと。やむをえず欠席や遅刻、早退をする場合は施設と大学実習担当係に事前連絡して、指示に従うこと。
- (2) 利用者、職員に対しては自ら進んで挨拶をすること。
- (3) 利用者、職員に対しての言葉遣い、態度に気をつけ、真摯な態度を心がけること。
- (4) 実習施設・機関の運営方針を理解し、組織の秩序を乱さないこと。
- (5) 実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者の指示に従う他、求められた報告や質問に誠実に応じること。
- (6) 実習中は実習生（学生）であると同時に、利用者や家族から見れば施設・機関の関係者である。そのための責任ある行動をとること。
- (7) 分からないことがあれば積極的に質問し、曖昧にしておかないこと。
- (8) 職員から依頼されたことは、忠実に実行し、事後必ず経過を報告すること。
- (9) 実習施設の禁止事項には必ず従うこと。
- (10) 施設の物品を使った場合は、所定の位置にもどすこと。
- (11) 毎日実習終了後に必ず実習ノートを記録し、実習指導者の指示に従い提出すること。
- (12) 実習先での喫煙は原則禁止とする。喫煙の場合は、実習指導者の指示に従うこと。

### 3. 利用者に対する態度（人権尊重 福祉の基本）

実習生は利用者から見れば、「自分の生活空間に足を踏み入れる人」になります。利用者  
と接することは、個人のプライバシーに触れることにもつながるので、プライバシーや人  
権を意識して行動しましょう。

- (1) 利用者の人権を尊重し、利用者の願いや思いを共感しながら行動をすること。
- (2) 利用者は「〇〇さん」と「さん」付けで呼ぶこと。（年齢により「〇〇くん」）
- (3) どの利用者に対しても公平に接すること。
- (4) どの利用者に対しても積極的に挨拶すること。（但し、利用者が不安定の場合は留意  
を。）
- (5) 利用者に依頼されたことは、必ず実習指導者に相談して対処すること。自己判断は  
しないこと。
- (6) 利用者との個人的な情報のやりとりをしないこと（電話番号やメールアドレスの交換  
は厳禁）。
- (7) 金品を渡したり受け取ったりしないこと。
- (8) 軽々しく約束をしないこと。

### 4. ハラスメント（不快な思い しない させない）

自分の行動がハラスメントにつながったり、時には自分が被害者になったりします。例  
えば、親しさを表すつもりと言動が相手を不快にさせてしまうこともあるので、相手の気  
持ちを汲み取った行動をしましょう。

- (1) 自分がされて嫌なことや言われて嫌なことはしないこと。
- (2) 他者の性的な言動により嫌だと感じたことに対しては、はっきり「NO」と言うこ  
と。言えない状況の場合は、実習指導者もしくは教員に早急に相談する。

### 5. 服装・身だしなみ（TPO と 清潔感）

実習生としての立場をわきまえ、利用者や実習指導者に違和感を与えないように配慮し  
ましょう。また、衛生面にも気をくばりましょう。

- (1) 大学又は実習施設・機関の指示に従うこと。
- (2) 衣類は、活動的なものにして常に清潔を保つこと。
- (3) 化粧は、利用者や実習指導者に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、  
香水の利用は避けること。
- (4) 利用者を傷つけたり、利用者を刺激したりする恐れがあるので、指輪やピアスなど  
のアクセサリーの着用は避けること。
- (5) 頭髪は乱れないようにすること。奇抜な髪型や着色は厳禁。

- (6) 爪は常に短く切っておくこと。マニキュアは厳禁。
- (7) 靴は基本的に動きやすく安全な運動靴を履くこと（外履きと内履きの2つを用意する）。

## 6. 実習中の学生の態度 **（笑顔 忍耐 努力）**

実習生であっても、利用者からみれば施設・機関の関係者の一員です。利用者に不快感や不信感を与えないように心がけましょう。

- (1) 実習生同士の私語は慎むこと。
- (2) 実習生同士を「ニックネーム」で呼ばないこと。
- (3) 実習指導者の指示を十分に理解できるように努力し、実習生単独で行動しないこと。
- (4) 実習の場にふさわしい声の大きさ、話し方に心がけること。
- (5) 利用者の状況に応じ、誠実さや優しさが伝わる接し方に努める（表情は豊かに！）。
- (6) 様々な生活不安をかかえる利用者には、忍耐強く、落ち着いて、迅速に行動すること。
- (7) 貴重品を実習先に持ち込まないこと。
- (8) 宿泊実習の場合、実習施設の規定を遵守すること。無断外出や、利用者の部屋及び他の実習生の宿泊場所への出入りをしない。

## 7. 災害等の緊急時の対応 **（慌てず連絡・相談・報告）**

- (1) 暴風等の緊急警報が発令した場合、実習開始時間前に実習指導者へ電話連絡し助言を仰ぐこと。自己判断で欠席したり、無理に出勤したりしないように必ず連絡相談すること。
- (2) 災害等で実習が中止となった場合には、実習指導者に依頼をして後日振り替えの実習を行うこと（規定の実習時間・日数を確保すること）。同時に実習担当係へ報告すること。
- (3) 公共の交通機関の乱れ等で遅刻しそうな場合には、実習開始時間前に実習指導者へ電話連絡すること。

## 8. 実習中の健康管理 **（体調管理は自己責任）**

実習中は、精神的にも肉体的にも疲れやすい状況です。自己管理をしっかりして実習期間を過ごしましょう。

- (1) 規則正しい生活をする事。
- (2) 実習中は、飲酒・夜更かしを避けて、実習に備えること。
- (3) 実習中はアルバイトをしないこと。
- (4) 夜勤実習は生活のリズムが乱れ、体調を崩しやすいので、休息を充分にとること。
- (5) 体調不良で実習が困難な場合には、必ず医師の診断を受けること（必ず診断書を発

行してもらうこと。実習を延長する場合などに必要となる場合がある)。同時に、速やかに実習施設及び大学(実習担当係)に連絡をすること。

**【キャリアサポートセンター 直通 TEL : 0790-22-7269】**

## 9. 感染症予防 (手洗い・うがいからはじまる感染予防)

感染症予防は自分の身を守ることにもつながります。実習施設・機関からの注意事項を必ずまもりましょう。実習のはじめと終わりには手洗いとうがいをするように心がけましょう。

- (1) 実習のはじめと終わりには手洗い・うがいをする。
- (2) 発熱や下痢、せき等のひどい人と接触した場合には、その都度手洗い・うがいを行う。
- (3) 施設利用者の血液や体液には、素手で触れないこと。手などに傷がある場合には、実習指導者にその旨を伝え、指示に従う。
- (4) せきのひどい人に接する時には、直接しぶきを浴びないようにする。浴びた場合にはうがいをする。

※ 感染症予防については、資料1(感染症について)を熟読して理解を深めておくこと。

## 10. 実習を終了するにあたって (お礼状を出すまで気を抜かない)

実習施設・機関の指導者は、業務多忙な中で実習生の指導に多くの時間を割いています。実習を終了するにあたって実習指導者や利用者に対する感謝の気持ちを表現しましょう。また、後片付けや挨拶を徹底して実習を終了しましょう。お礼状を出すまでは実習の一環であることを意識してください。

- (1) 実習が終了し、施設・機関を退出する際には、お世話になった全職員にお礼の気持ちをこめて挨拶をすること。
- (2) 利用者への挨拶は、実習指導者の指示に従うこと。
- (3) 実習中借用した部屋や物品は、きれいに清掃して元の位置に戻すこと。
- (4) 実習終了後、利用者との個人的な接触はしないこと。
- (5) 「実習の総括」を提出後、遅くとも1週間以内に実習先へお礼状を書くこと。複数名の実習生が同時期に実習を行った場合は、連名でもかまわない。

## 11. 問題発生時には必ず連絡を

遅刻、早退、欠席その他事故が発生した場合は、必ず実習施設だけでなく大学実習担当係に連絡をすること。その他実習中に感じた疑問などは実習指導教員に連絡すること。

#### ◆気象警報発令の場合

(姫路キャンパス実習生)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、①暴風警報・暴風雪警報  
②特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

- (1) 午前6時現在発令中の場合、自宅待機とする。
- (2) 午前9時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。
- (3) 夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始2時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

(大阪天王寺キャンパス)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、①暴風警報・暴風雪警報  
②特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

- (1) 午前7時現在発令中の場合、自宅待機とする。
- (2) 午前11時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。
- (3) 夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始2時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

※その際、実習生は、実習指導者、実習指導教員及びキャリアサポートセンターに連絡すること。

#### ◆連絡先

※ キャリアサポートセンター：0790-22-7269

## V. 実習準備・実施・終了手続き・書類の作成チェック一覧

(手続きを終えたら□欄にチェックを入れる)

### 1. 実習を履修する先修条件の充足

- (1) 社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲を持っている。 □
- (2) 社会福祉士養成指定科目の単位を順調に履修している (科目数                      科目) □
- (3) 実習前確認試験に合格している (知識と技能の両方) □

### 2. 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク演習Ⅲ」の受講

- (1) 授業には全て出席している (欠席回数：指導Ⅱ    回・演習Ⅲ    回) □
- (2) 見学実習に参加し、記録を期日までに提出している。 □
- (3) 実習施設・機関等の情報収集を行い、資料を整備している。 □
- (4) 実習施設・機関等の利用者について情報収集を行い、資料を整備している。 □

### 3. ソーシャルワーク実習指導Ⅱ担当教員との打ち合わせ

- (1) 試験期間前に、本授業の指導教員による指導を受け、事前訪問の準備方法と巡回指導・帰校指導の内容について直接指導を受ける。 □
- (2) 「実習計画書」の内容をよく理解し、教員に説明できるようにしておく。 □

### 4. 事前訪問アポイントメント

- (1) 「ソーシャルワーク実習の手引き」を熟読し、理解して、訪問の準備を行う。 □
- (2) 実習施設・機関の実習指導者の立案に沿って日程と面談を約束する。 □
- (3) 事前訪問日程：平成    年    月    日 (    ) \_\_\_\_\_ 時 □

### 5. 事前訪問

- (1) 実習計画書の提出 (すでに実習施設・機関からの依頼がある場合は別) 実習計画書を必ずコピーしておき、実習時に役立てる。 □
- (2) 誓約書の提出 □
- (3) 訪問終了後「事前訪問記録票」を作成し、実習指導教員に提出する。 直接提出できない場合は、郵送にて提出する。 □

※なお実習生個人票は大学より郵送：指定期日までに担当教員に提出すること。 □

## 6. 実習開始まで

- (1) 「実習計画書」に記入した事前学習を確実に実行する。
- (2) 保菌検査（検便検査）の手続きを行い、提出の準備をする。同時に健康診断書を発行する。
- (3) 「実習施設・機関等の概況」を作成する。

## 7. 実習初日

以下の書類を実習施設・機関に提出する。

- (1) 健康診断書の提出
- (2) 保菌検査書（検便結果）の提出
- (3) 「実習出席簿・実習証明書」を実習指導者に提出し、取扱いについて指示を仰ぐ。
- (4) 実習評価票（様式 11）の用紙を実習指導者に提出し、評価を依頼する。

## 8. 実習中

- (1) 実習出勤簿に毎日必ず捺印する。
- (2) 毎日の実習終了後に必ず実習日誌を記入し、実習指導者に提出する。
- (3) 返却された実習日誌を振り返りに活用する。返却が滞る場合には実習指導者に照会する。
- (4) 巡回指導及び帰校指導を受ける際には、必ず、実習計画書を含め日誌（手元に返却されているもの）を持参し、指導を受ける。

## 9. 実習終了後

- (1) 実習終了時、速やかに「実習の総括」を作成し、実習指導者に提出する。
- (2) 実習終了後「実習報告書」、「実習自己評価票」を作成し、後期第 1 回目の「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の授業で実習指導教員に提出する。
- (3) 「実習日誌」が全部、自分の手元へ返却されたか確認する。
- (4) 実習指導教員と面接し、実習出席簿と実習評価票の内容を確認し、実習自己評価票内容、日誌と照らし合わせ、反省点や今後の課題を検証する。
- (5) 1 週間以内に、実習先にお礼状を出す。

## 〈参考〉 事前訪問アポイントメント(面会の約束)例とマナー

- 1 まず、挨拶** 「はじめまして。」(2度目以降は「お世話になっております。」)
- 2 自己紹介** 「わたくし、神戸医療福祉大学○学科○年の○○と申します。」
- 3 依頼方法** 「お忙しいところ、お電話させていただき申し訳ありません(すみません)。今、お時間のほうはよろしいでしょうか。」、また「いつ頃にお電話させていただければよろしいでしょうか。」
- 4 用 件** 「この度は実習を受けていただきありがとうございます。つきましては、実習の前に、そちら様にお伺いさせていただき、事前指導を受けたいと思っています。実習指導者の方にお取次ぎ願えますでしょうか。」
- 5 今後の手続き** 実習指導者の方に対して、「○○様、訪問させていただく日時を決めたいのですが、ご都合はいかがでしょうか。できましたら○月○日から○日までは前期試験があり、その期間以外でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。」実習指導者からの「了解しました。では○月○日に・・・」に対しては、「ありがとうございます。では○月○日の○時にお伺いいたします。」「また、追ってご連絡します。」に対しては、「お電話をお待ちしております。または「では、改めましてお電話いたします。」、また「当日、何か、服装や準備について注意事項がありますでしょうか。」など確認依頼ができるように。
- 6 連絡先の確認** 「私の連絡先は○○番です。ご要件がありましたら連絡ください。」
- 7 感 謝** 話が終わったら「ありがとうございました。失礼いたします。」

### 〈マナー〉

- ◆ 忙しい社会福祉の現場に電話で依頼することは、貴重な時間を割くことになる。そのことをよく理解し、しっかりと実習指導者の方の都合を確認すること。

電話をかける時間帯の目安 午前 10:00～11:00 午後 14:00～15:00

- ◆ まずは自分から名乗ること。立場、身分を一番最初にはっきりさせること。
- ◆ 自分から、先に電話を切らない。 相手が電話を切るのを待つこと。
- ◆ アポイントメントの重要な要件は、復唱確認を。

「○○について再確認したいのですが」

- ◆ 静かな場所でかけること。はっきりと丁寧な声で行うこと。
- ◆ 電話をかける前に、伝える内容をメモしておくこと。相手方の質問に答えられるように、「実習の手引き」内容を理解し、作成した各書類を手元に置いて、常に参照できるように。また、自己紹介もできるようにしておくこと。

## 資料2 感染症について

社会福祉施設のような集団生活の場では、感染症対策は重要な問題です。感染症対策は利用者やそこで働く職員の健康を守るためには必要不可欠ですが、知識不足から不安感を増殖させたり、利用者に対するサービスの質の低下を招いたりしては意味がありません。

実習生が感染源を施設内に持ち込んだり、利用者に不安感を持たせたりしないためには、感染症に対する正しい知識と予防策が必要となります。各自、実習前に予防策を理解した上で実習に臨むようにしてください。

### 1. 感染症とは何か？

感染症とは、病原微生物が体内に侵入して起る病気です。どのような病原体によってどのような病気が発生するかは、その病原体の性質と私たちの身体の性質によって決まります。私たちの身体には病原微生物に対する感染抵抗力がありますが、この抵抗力が弱いと種々の感染症に罹る危険性が増殖します。

### 2. 感染の経路

#### (1) 飛沫感染（ひまつかんせん）

せきやくしゃみの際に飛び散るしぶきの中に病原体が混じり、空気中に浮遊したものが他者の呼吸器系へ吸い込まれて感染します（例：結核、インフルエンザなどのウイルス感染）。

#### (2) 経口感染（けいこうかんせん）

汚染された水や食事などが手指から口内を経由して感染します（例：赤痢、コレラ、食中毒など）。

#### (3) 接触感染（せつしょくかんせん）

皮膚や粘膜の接触による感染で性行為が関係するものが多いです（例：淋病、梅毒、クラミジアなど）。

#### (4) 血液媒介型感染

日常生活では感染することはありませんが、血液がついた注射針やガラス片などで皮膚を傷つけて感染する場合があります（例：血清肝炎、梅毒、HIV感染など）。

#### (5) その他

昆虫を媒介とした感染症があります（例：日本脳炎、マラリア、ツツガムシ病など）。

### 3. 院（施設）内感染

院（施設）内感染とは、広い意味では病院や施設において患者や利用者、従事者が発症した全ての感染症の総称です。患者や利用者の感染抵抗性の低下とともに、元々体内に持っていた微生物が感染症を起こしてくる内因性院内感染症と、病院環境や他の患者や利用者、医療・介護職員から病原体を受け取って発症する外因性院内感染症の2つがあります。

#### （1）MRSA

MRSA とは多剤（メチシリン）耐性黄色ブドウ球菌、つまり多くの抗生物質が効かなくなった耐性ブドウ球菌です。健康な人が感染しても問題はありませんが、衰弱した高齢者や慢性疾患の患者、手術や臓器移植後などに免疫状態の悪くなった人が感染すると治療が大変困難になるといわれています。感染経路をたどると、多くの場合発症した患者に接触した医療従事者の手を介して他の人に広がります。MRSA 感染を予防するためには、医療従事者や介護者の日常における手首の消毒が基本となります。抵抗力の弱い高齢者に自分たちの手を介して菌を運ばないようにする注意が必要となります。

#### （2）血液媒介型感染症

肝炎はウイルスによる感染症です。ウイルスには A～E がありますが、A と E が経口感染でその他のウイルスは血液が感染経路となっています。中でも B 型肝炎ウイルスは感染力が非常に強く、日常的に感染予防対策を整えておくことが必要です。しかし、感染力が強いといっても正常な皮膚に血液が付いただけでは感染しません。介護をする際に、手に新しい傷がある場合には手袋をして予防しますが、傷がない場合でも付着した血液は必ず流水で洗い流しましょう。普段から流水での手洗い（石鹸・ピューラックス・アルコールローション等を使用）、手袋の使用、汚物の衛生管理などを慣習化することが大切です。

一方で C 型肝炎は慢性化しやすく、長い経路で肝硬変に移行したり、肝癌を併発したりすることがあります。汚染された血液製剤の輸血が主な感染経路です。ウイルスキャリアの血液中ウイルス量は、B 型肝炎ウイルスの場合よりはるかに少ないので、B 型肝炎と同様の態勢で対応します。A 型肝炎はウイルスによって汚染された生鮮魚介類を介して経口感染するウイルスです。食中毒対策に準じた注意が必要です。

#### （3）疥癬（かいせん）

疥癬（かいせん）とは、ダニの一種であるヒゼンダニが皮膚（角質層）に住み着いて起る感染症皮膚病です。腹部や腋下、大腿内側など皮膚のやわらかい部分に赤

い丘疹ができ、激しいかゆみを伴います。指の間や手関節の所に線状のうねった皮疹（疥癬トンネル）をつくり、その中にヒゼンダニのメスが住み着き産卵します。昼間はそれほど症状がなくても、夜ふとんの中で温まると猛烈に痒くなるなど昼夜の差が大きいのが特徴です。

ヒゼンダニは摂氏 50 度以上の温度で死滅します。身体から離れて衣類や器具についたヒゼンダニは 24 時間位しか生存することができません。感染者の皮膚や感染者が触れたものに触るときには、ゴム手袋を付けます。もし皮膚に直接触れてもすぐに流水に石鹸で洗えば問題ありません。注意事項として、①手洗いの励行、②かゆみの強い発疹が出たときは皮膚科に受診すること、③感染時の家庭での二次感染予防に努めることの 3 点を実行しましょう。

#### （４）病原性大腸菌 O - 157

食物や水などによって、経口感染します。菌はベロ毒素を発生し、便の中に出てきます。赤痢菌と同等の強い感染力と毒力を持っているといわれています。感染から発症までの期間は 4～8 日です。症状が重くなると下痢の回数が増し、便に血が混じります。子どもや高齢者は溶血性尿毒症候群（尿が出なくなったり、障害が起こる）や血小板減少症を併発して、重症になることがあるので注意が必要です。

##### 【注意事項】

- ①料理の時、生肉・魚・野菜類を流水で十分に洗い流す。
- ②料理の途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつ交換などをした場合にはしっかりと手を洗う。
- ③生肉や魚を切ったらまな板や包丁をしっかりと洗う。
- ④加熱を十分にすることで殺菌することができる。
- ⑤怪しいと思われる食品は迷わずに捨てる。

##### 【もし感染が疑われたときには】

- ①医師の診断を受ける。
- ②患者の便を処理するときには使い捨てのゴム手袋を着用する。
- ③おむつ交換の際には十分気をつける。
- ④患者の便に触れてしまった時には、流水で十分に手を洗い、アルコール、ウエルパスなどで確実に消毒する。
- ⑤便で汚れた衣類などは、アルコール・スプレーなどで噴霧しあとで別に洗濯する。
- ⑥患者がお風呂で使用する場合、混浴を避けてその後に乳幼児の入浴はさせない。

#### (5) 発疹性ウイルス感染症

突発性発疹、麻疹、風疹、水痘、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）など、小児期にみられるウイルス性の感染症で、それぞれ特徴的な皮疹がみられます。一度かかると免疫ができるので、感染者の多くが小児です。麻疹、風疹、水痘は予防ワクチンの摂取が行われています。

- ※ 以上、感染症について説明してきましたが、感染経路はどれも限定されており、基本的な注意事項を遵守すれば実習生が感染して危険が生じることは殆どありません。不確かな情報に惑わされて、感染症に過度に怯えたり、利用者に不安を与えたりすることがないようにする注意が必要です。

## COVID-19

令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスは、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定されました。これにより新型コロナウイルスは「学校保健安全法」に定める学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という）の第一種感染症とみなされます。現在、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。

### ■新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

### ■基本的な感染症対策の徹底

- 体調管理（十分な睡眠と栄養）と健康状態の確認記録（検温・症状）
- 手洗い
- マスク着用等の咳エチケット
- 3つの「密」を避けましょう。密閉空間・密集場所・密接場面

新型コロナウイルス感染症は、感染流行地域に渡航歴のない感染者や症状のない感染者が確認されています。感染経路は現時点では飛沫感染（咳やくしゃみの飛沫）と接触感染（手やつり革、ドアノブなど）が考えられます。人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むとともに手洗いやマスク着用等の咳エチケットを励行して下さい。また、健康状態の確認（検温）し、記録しましょう。

### ■気になる症状がある場合

【風邪のような症状があるとき】

必ず症状を実習指導教員に報告し、指示を受けてください。症状がある場合は、実習を休み外出を控えて下さい。

令和4年3月卒業生の進路

	就職先	経営
社会福祉事業	老人施設・介護施設	
	障害者支援施設	
	児童福祉施設	
	社会福祉協議会	
	学校・教育機関	
	その他	2
公務員	国	
	都道府県	
	市(区)町村	
その他	医療機関	
	他産業	45
	進学	
	未就労	57
合計		104

9月卒業生を含む